

ガス小売供給約款（当社導管エリア以外） 新旧対照表

東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（当社導管エリア以外）（現 行）	備考	東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（当社導管エリア以外）（新 規）
（第 17 条） 17 支払期日 (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかか ける日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。 ① 検針日（12(2)①及び④を除きます。）以降に計算する料金の確定日 ② 14(5)が適用される場合は、協議の成立した日以降に計算する料金の確定日 (2) 料金は、(3)に定める支払期日までにお支払いいただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。た だし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が、休日（日曜日、銀行法 第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいい、30 においても同様としま す。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。 (4) 当社は、口座振替又はクレジットカード払いにより料金のお支払いをいた だいているお客さまについて、当社の都合により、料金を支払義務発生日の 翌日から起算して 30 日後以降にお客さまの口座から引き落とし又はクレ ジットカード会社から立替払いがある場合は、支払期日を引落日又は立替日 まで延伸いたします。 (5) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社とその他の契約の料金 と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金の うちその月で最後に支払義務が発生する料金に支払い義務発生日又はお客 さまと当社との協議によって定めた毎月一定の翌日から起算して 30 日目と いたします。	変更 削除	（第 17 条） 17 支払期日 (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかか ける日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。 ① 定例検針日を考慮して料金を請求する日としてあらかじめ定めた日 ② 14(5)が適用される場合は、協議の成立した日以降に計算する料金の確定日 (2) 料金は、(3)に定める支払期日までにお支払いいただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。た だし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が、休日（日曜日、銀行法 第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日をいい、30 においても同様としま す。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。 (4) 当社は、口座振替又はクレジットカード払いにより料金のお支払いをいた だいているお客さまについて、当社の都合により、料金を支払義務発生日の翌 日から起算して 30 日後以降にお客さまの口座から引き落とし又はクレ ジットカード会社から立替払いがある場合は、支払期日を引落日又は立替日ま で延伸いたします。 (5) お客さまと当社との協議によって当社が継続して当社とその他の契約の料金 と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金の うちその月で最後に支払義務が発生する料金に支払い義務発生日又はお客 さまと当社との協議によって定めた毎月一定の翌日から起算して 30 日目とい たします。